

防府市自治会連合会研修費補助金交付要綱

平成18年4月6日制定

(趣旨)

第1条 防府市自治会連合会(以下「市自連」という。)が行う、自治会活動の活性化を目的とした、研修・視察(以下「研修等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助金の額)

第2条 毎年度、予算の定める範囲内で市長が必要と認めた額とする。なお、補助金は、研修等に必要な次に掲げる経費に充てるものとする。

(1) 研修等で市外へ行く場合

- ア 交通費
- イ 宿泊費
- ウ その他必要な経費

(2) 研修等を防府市内で開催する場合

- ア 会場借上料
- イ 研修講師に対する謝礼、交通費、宿泊費等
- ウ その他必要な経費

(補助金の交付申請)

第3条 市自連は、補助金の交付を申請しようとするときは、防府市自治会連合会研修会参加費補助金交付申請書(第1号様式)に、市長が必要とする書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付を決定し、交付決定通知書(第2号様式)により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 市自連は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、予算の範囲内において、請求のあった補助金を当該市自連に交付するものとする。

(実績報告)

第6条 市自連は、研修等が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までに、実施事業に関する資料及び決算書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

第1号様式（第3条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）防府市長

申請者 住所
団体名
代表者

下記のとおり 年度における防府市自治会連合会研修会参加費補助金の
交付を受けたいので、防府市自治会連合会研修会参加費補助金交付要綱に基づ
き、補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

第2号様式（第4条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度防府市自治会連合会研修会参加費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第5条関係）

補助金請求書

年 月 日

（あて先）防府市長

申請者 住所

団体名

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、 年度
防府市自治会連合会研修会参加費補助金を交付されるよう、防府市自治会連合
会研修会参加費補助金交付要綱第5条第1項の規定により請求します。

記

補助金額 金 円

振込先 金融機関名
種別・口座番号
口座名義（カタカナ）